法人税法施行規則等の 部を改正する省令(令和二年財務省令第五十六号)の一部を改正する省令(令和四年財務省令第三十四号) 新旧

改正

後

. 外国税額控除を受けるための書類等に関する経過措置)

年度に 。)」と、「又は法第六十九条第九項第二号に規定する適格分割等」とあ 二年改正令」という。)附則第三十八条第二項(外国法人税が減額された 法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定」と、 のは「)又は当該被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度以 分割等をいう。以下この号において同じ。)」と、「)において」とある 場合の特例に関する経過措置)の規定によりみなして適用する場合を含む は第十八項」とあるのは「若しくは第十八項」と、「)の規定」とあるの じ。)」と、「同条第一項」とあるのは「法第六十九条第一項」と、「又 とあるのは「若しくは第十八項」と、「)の規定」とあるのは 前の連結事業年度若しくは適格分割等の日の属する連結事業年度前の連結 るのは「若しくは適格分割等(法第六十九条第九項第二号に規定する適格 正する政令 第四項」とあるのは「第百四十七条第四項(法人税法施行令等の一部を改 は「)又は旧法人税法第八十一条の十五第一項から第三項まで(連結事業 義)に規定する連結事業年度をいう。次号、第五号及び第七号において同 次号において「旧法人税法」という。)第十五条の二 (連結事業年度の意 正法」という。) 第三条の規定による改正前の法人税法 (以下この号及び とあるのは「の事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する 十九条の四第一項の規定の適用については、 「特例)」とあるのは の連結事業年度において法第六十九条第一項」と、「又は第十八項」 おいて」と、「において同条第一項」とあるのは「又は当該適格合併 事業年度に該当するものがある場合における新法人税法施行規則第二 (令和二年法律第八号。 おける外国税額の控除)の規定」と、同項第三号中「第百四十七条 内国法人の施行日前に開始した事業年度 (以下この号において「適格合併等前の連結事業年度」という。 (令和二年政令第二百七号。第五号及び第七号において「令和 「特例) 第四号から第六号までにおいて「令和二年改 (令和二年改正法附則第百二十六条第二 同項第二号中 (旧事業年度を含む。 同項第四号 「) 又は旧

改

正

前

外国税額控除を受けるための書類等に関する経過措置

第六条 内国法人の施行日前に開始した事業年度

(旧事業年度を含む。) に

。)」と、「又は法第六十九条第九項第二号に規定する適格分割等」とあ 中 とあるのは 二年改正令」という。)附則第三十八条第二項(外国法人税が減額された 義)に規定する連結事業年度をいう。次号、第五号及び第七号において同 次号において「旧法人税法」という。)第十五条の二(連結事業年度の意)において」と、「において同条第一項」とあるのは「又は当該適格合併 事業年度 前の連結事業年度若しくは適格分割等の日の属する連結事業年度 のは「)又は当該被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度以 るのは「若しくは適格分割等(法第六十九条第九項第二号に規定する適格 場合の特例に関する経過措置)の規定によりみなして適用する場合を含む 正する政令(令和二年政令第二百七号。第五号及び第七号において「令和 第四項」とあるのは「第百四十七条第四項(法人税法施行令等の一部を改 年度における外国税額の控除)の規定」と、同項第三号中「第百四十七条 は「)又は旧法人税法第八十一条の十五第一項から第三項まで(連結事業 じ。)」と、「同条第一項」とあるのは「法第六十九条第一項」と、「又 法律(令和二年法律第八号。 とあるのは 分割等をいう。以下この号において同じ。)」と、「)において」とある は 正法」という。) 第三条の規定による改正前の法人税法(以下この号及び 人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定」と、 第十七項」とあるのは「若しくは第十七項」と、「)の規定」とあるの 九条の四第一項の規定の適用については、 結事業年度に該当するものがある場合における新法人税法施行規則 「特例)」とあるのは「特例) の連結事業年度において法第六十九条第一項」と、「又は第十七項」 (以下この号において「適格合併等前の連結事業年度」という。 「若しくは第十七項」と、「)の規定」とあるのは 「の事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する 第四号から第六号までにおいて「令和二年改 (令和二年改正法附則第百二十六条第二 同項第二号中「の事業年度」 つ 又は旧 前の連結

税特別 度又は対 又は 」と、同項第七号中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度)」と、「同項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の九の三第一項によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。 同 \mathcal{O} 条の九十三の二第一項(特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法 適用する場合を含む。)の規定の」と、「同法」とあるのは「租税特別措 国関係法人に係る所得の課税の特例) 第六十八条の九十三の三第一項 人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)の規定 る経過措置)の規定に」と、同項第六号中 十五条第十五項(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に 税の特例)」と、 第六十八条の九十第二項第一号(連結法人の外国関係会社に係る所得の課 みなして適用する場合を含む。)の規定の」と、 法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例) おいて「旧租税特別措置法」という。)第六十八条の九十一第一 第十六条の規定による改正前の租税特別措置法 人に係る所得の課税の特例)」と、「の規定による」とあるのは 、令和二年改正法附則第百二十七条第一項 る令 規定によりみなして適用する場合を含む。 国関係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置) 年改正令附則第五十六条第五項 連結事業年度」と、「の規定の」とあるのは「又は旧租税特別措置)」と、「同 和 措置法」と、 連結事業年度」と、「の規定の」とあるのは「又は令和二年改正 国法人の外国 「特例)」とあるのは 頂第五号中 改正令附則第五十五条第十 「の規定に」とあるのは「又は令和二年改正令附則第五 「特例)」とあるのは「特例)又は旧租税特別措置法 「項」とあるのは [関係会社に係る所得の課税 「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年 (特殊関係株主等である連結法人に係る外 「特例)又は旧租税特別措置法第六十八 (特殊関係株主等である内国法人に 「租税特別措置法第六十六条の七 (同条第二項の規定によりみなして 五. 項 「特例)」とあるのは (特殊関係株主等である内国法 以下この号及び次号において の規定による」 の特例に関する経過 (同条第二項の規定 (以下この号及び第七号に 「同法」とあるのは とする。 において 「又は令 「特例) 足により 措 (連結 準 関 置 法 す

経過措置) (繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類等に関する

> 」と、同項第七号中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度)」と、「同項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の九の三第一項 条の九十三の二第一項(特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法 置法」と、「特例)」とあるのは「特例)又は旧 国関係法人に係る所得の課税の特例)(同条第二項の規定によりみなして 第六十八条の九十三の三第一項(特殊関係株主等である連 税の特例)」と、 第六十八条の九十第二項第一号(連結法人の外国関係会社に係る所得 税特別措置法」と、「特例)」とあるのは「特例)又は旧租税特別措置法 みなして適用する場合を含む。)の規定の」と、「 法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例) おいて「旧租税特別措置法」という。)第六十八条の九十一 度又は連結事業年度」と、 \mathcal{O} 和二年改正令附則第五十六条第五項(特殊関係株主等である内国 人に係る所得の課税の特例)」と、 適用する場合を含む。)の規定の」と、 又は連結事業年度」と、「の規定の」とあるのは「又は旧租税特別措置法 によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。 人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)の規定 る経過措置)の規定に」と、 十五条第十五項(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関す 第十六条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この号及び第 (令和二年改正法附則第百二十七条第一項 ľ る令和二年 外国関係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置) 規定によりみなして適用する場合を含む。 (内)」と、「同項」とあるのは「租税特別措置法第六十六 国 法 項第五号中「開始した事業年度」とある 人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に 改正令附則第五十五条第十五 「の規定に」とあるのは「又は令和二年改正令附 「の規定の」とあるのは「又は令 同項第六号中 「の規定による」とあるのは「又は令 「同法」とあるのは 項の (特殊関係株主等である内国法 「特例)」とあるのは 以下この号及び次号に 規定による」 (同条第二項の規定により 租税特別措置法第六十八 同法」とあるのは「租 のは「開始し 関する経 結法人に係る外 におい とす 第 「租税特別措 (特例) 項 年 法人に係 計第五 七号に 改正 7 七 お 措 (連結 の課

『治学記》(繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類等に関する

対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額と別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなった個別控除法第六十九条第二十六項に規定する当該各連結事業年度の連結控除限度個改正法附則第三十二条第五項の規定により読み替えて適用される法人税

2

· 二 省 略

るのは 」とあるのは「係る事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正より読み替えられた前条第一項第二号」と、同項第五号中「係る事業年度 条第一 措置) 年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」と、「の控除限度額」とあるにおいて同じ。)」と、「以後の各事業年度」とあるのは「又は連結事業 以下この号及び第三項第三号において「旧法人税法」という。)第十五条 第三号において同じ。)を記載した」と、 除限度個別帰属額をいう。第三項第二号において同じ。)」と、「を記 の二(連結事業年度の意義)に規定する連結事業年度をいう。以下この号 する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定による改正前の法人税法(による外国税額の控除を受けるための書類等に関する経過措置)の規定に 五十六号) 施行規則第三十条の二第一項第三号中「第二十九条の四第一項各号」とあ 五において準用する場合を含む。 十五五 た」とあるのは「又は個別控除対象外国法人税の額(旧法人税法第八十 |結事業年度に該当するものがある場合における新法人税法施行規則第三 の十 」とあるのは 額 の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額(旧法人税法第八十一条 項第二号」とあるのは「同令附則第七条第一項(繰越し又は繰戻し の規定により読み替えられた第二十九条の四第一項各号」と、「前 「法人税法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年財務省令第 内国法人の施行日前に開始した事業年度 控除不足額相当額の控除を受けるための書類等に関する経過措 五第一 第一項及び第三項 (金額) 附則第六条(外国税額控除を受けるための書類等に関する経過 項(連結事業年度における外国税額の控除)に規定する連結 項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。 σ とあるのは 控除限度額又は連結控除限度個別帰属額」と、 (これらの規定を法人税法施行規則第三十条の 「金額))の規定の適用については、 又 は個別控除 同条第三項第二号中 (旧事業年度を含む。) に 対象外国法 新法人税法 人税 控除 同 0

除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなった個別控税法第六十九条第二十四項に規定する当該各連結事業年度の連結控除限度2 改正法附則第三十二条第五項の規定により読み替えて適用される新法人

・二 同 上

税額控除不足額相当額の控除を受けるための書類等に関する経

とする。

第八条 」と、同項第五号中「係る事業年度」とあるのは「係る事業年度又は連結 則第七条第一項(繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための 二十九条の四第一 項 対象外国法人税の額をいう。 外国法人税の額(旧法人税法第八十一条の十五第一項に規定する個別 号において同じ。)」と、「を記載した」とあるのは 外国税額の控除)に規定する連結控除限度個別帰属額をいう。 個別帰属 年度」と、「の控除限度額」とあるのは「の控除限度額又は連結控除限度 業年度」とあるのは「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業 条の規定による改正前の法人税法(以下この号及び第三項第三号において 事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三 書類等に関する経過措置)の規定により読み替えられた前条第一項第二号 を受けるための書類等に関する経過措置) 改正する省令(令和二年財務省令第五十六号) 除 個 る連結事業年度をいう。 十条の二第一項及び第三項の規定の適用については、 「旧法人税法」という。)第十五条の二(連結事業年度の意義)に規定す 「第二十九条の四第一項各号」とあるのは「法人税法施行規則等の一部 対象外国 別帰属額 第二号中 結事業年度に該当するものがある場合における新法人税法施行規則第三 内国法人の施行日前に開始した事業年度 条第十七項」とあるの 法 」と、同項第三号中「金額)」とあるのは 旧法人税法第八十一条の十五第一項 税 控除限度額」とあるのは「の控除限度額又は連結控 の額 項各号」と、「前条第一項第二号」とあるのは (当該繰越控除限度額等に係る各事業年度に 以下この号において同じ。)」と、「以後の各事 第三項第三号において は 「法第六十九条第十七項」と、 の規定により読み替えられた第 附則第六条(外国税額控除 (旧事業年度を含む。) に 同じ。 連結事業年度における 同条第一 「又は個別控除 「金額))を記載した」 又は 第三項第二 項 第三号中 「同令附 個別控 除限度 条第三 控除 対象 を

人税が減額された場合の特例)に規定する控除後の金額)」とする。 十五第八項の規定の適用があつた場合には、 該繰越控除限度額等に係る各事業年度において旧 法人税法施行令等の一部 法人税法第八十一条 を

租税 特別措置法施行規則の一部改正に伴う法人税法の特例に関する経過

第十二条

2 • 3

事業年度に係る旧租税特別措置法施行規則第二十二条の二十九第三項及び 法」という。) 第四十二条の十二第二項の規定の適用を受けようとする法 施行規則第二十条の七第七項の書類の写しとみなす。 第六項又は同条第四項及び第六項に規定する書類の写しは租税特別措 について同条第一項に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する連結 みなし、 人は租税特別措置法施行規則第二十条の七第三項に規定する適用法人等と 法人に係る旧租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法 人のその適用を受けようとする事業年度前の各連結事業年度における当該 法第十六条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置 新租税特別措置法施行規則第二十条の七の規定の適用については、 同条第七項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 改

5 { 7

いては、 を含むものとする。 社に係る旧租税特別措置法第六十八条の九十第一 る内国法人には、同令第二十二条の十一第二十七項に規定する外国関係会 租税特別措置法施行規則第二十二条の十 同項に規定する租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げ 一第二十七 項各号に掲げる連結法人 項の規定の適用に

附 則

税法施行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百七号)第一条の 金額)」とする。 業年度において外国法人税が減額された場合の特例)に規定する控除後の 規定による改正前の法人税法施行令第百五十五条の三十五第一項(連結事 法人税法第八十一条の十五第八項の規定の適用があつた場合には、

旧

、租税特別措置法施行規則の 部改正に伴う法人税法の特例に関する経過

第十二条 同

3

同

みなし、 又は同条第四項及び第六項に規定する書類の写しは 度に係る旧租税特別措置法施行規則第二十二条の二十九第三項及び第六項 ようとする法人のその適用を受けようとする事業年度前の各連結事業年度 租税特別措置法」という。)第四十二条の十二第二項の規定の適用を受け 類の写し 第一項の計画の認定 規則第二十条の七第八項の書類の写しとみなす。 務施設整備計画について計画の認定を受けた日以後に終了する連結事業年 る適用法人等とみなし、 する連結親法人は新租税特別措置法施行規則第二十条の七第四項に規定す けた日以後に終了する連結事業年度に係る旧租税特別措置法施行規則第1 十二条の二十九第三 新租税特別措置法施行規則第二十条の七の規定の適用について おける当該法人に係る旧租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定 改正法第十六条の規定による改正後の租税特別措置法 は新租税特別措置法施行規則第二十条の七第一項の書類の写しと 一項及び第六項又は同条第四項及び第六項に規定 (以下この項において 同条第八項に規定する地方活力向上地域等特定業 「計画の認定」という。 新租税特別措 (以下「新 は、 **追**法施行 でする書 を受 同 条

5 { 7 同 上

8 項に規定する外国関係会社に係る旧租税特別措置法第六十八条の九十第 げる内国法人には、 項各号に掲げる連結法人を含むものとする。 いては、同項に規定する租税特別措置法第六十六条の六第一 新租税特別措置法施行規則第二十二条の十一第二十二項の規定の 新租税特別措置法施行規則第二十二条の十一第二十二 項各号に掲 が適用に